

平成18年4月28日

財団法人財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 殿

日本金型工業厚生年金基金  
常務理事 青山泰夫

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する取扱い（案）」に対する意見

平成18年3月16日付で公開コメントの募集が行われた実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、下記の通りの意見を提出いたします。

#### 記

平成16年の厚生年金保険法の一部改正により、厚生年金基金加入企業が厚生年金基金の代行部分に係る最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなったことから厚生年金基金加入企業の代行部分に対する責任が根本的に変化したにもかかわらず、今回は、厚生年金基金制度に対する「退職給付に係る会計基準」の適用の見直しがされていない。

従って、本公開草案に対しては強く反対をするところであり、次のように早急に見直しをしていただきたく要望いたします。

#### （要望事項）

- 1、代行部分については、退職給付会計基準の退職給付会計基準の対象外とすること。
- 2、仮に、代行部分を退職給付会計基準の対象とするのであれば、債務を最低責任準備金とすること。

以上